

1. 議事日程

(平成16年第4回安芸高田市議会10月臨時会)

平成16年10月26日
午前10時開会
於安芸高田市吉田公民館

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第69号 相互救済事業経営の委託について

日程第4 議案第70号 工事請負契約の締結について

【向井原地区農業集落排水資源循環総合補助事業浄化センター建設工事】

日程第5 議案第71号 平成16年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)

2. 出席議員は次のとおりである。(68名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	土居克之	4番	山本優
5番	岡山薫	6番	田中常洋
7番	前川正昭	8番	平林克昌
9番	日野原穂澄	11番	加藤英伸
12番	山崎昭弘	13番	山口康文
14番	小野剛世	15番	川角一郎
16番	竹田誠荘	17番	井上尚文
18番	高坂広一	19番	新出達夫
20番	塚本近	21番	赤川三郎

2 2 番	深 井 達 雄	2 3 番	三 上 夕 工 子
2 4 番	長 岡 公 次 郎	2 5 番	井 上 正 樹
2 6 番	宮 田 浩 之	2 7 番	松 野 俊 寿
2 8 番	川 先 悟 郎	3 0 番	平 岡 正 美
3 1 番	秋 広 美 輝	3 2 番	川 崎 三 千 春
3 3 番	西 川 佚 夫	3 4 番	中 野 光 雄
3 5 番	岡 原 雪 夫	3 6 番	松 村 二 千 三
3 7 番	熊 高 昌 三	3 8 番	藤 井 昌 之
3 9 番	浅 枝 俊 通	4 0 番	青 原 敏 治
4 1 番	金 行 哲 昭	4 2 番	杉 原 洋
4 3 番	松 川 秀 巳	4 5 番	入 本 和 男
4 6 番	泉 正 智 代	4 7 番	山 本 三 郎
4 8 番	今 野 仁 千 六	4 9 番	今 村 義 照
5 0 番	住 広 章	5 2 番	玉 川 祐 光
5 3 番	西 山 登 司 教	5 4 番	井 上 正 文
5 5 番	岡 田 正 信	5 7 番	山 崎 宅 将
5 8 番	桑 岡 達 夫	5 9 番	望 月 桂
6 0 番	天 清 斐 雄	6 1 番	渡 辺 義 則
6 2 番	猪 掛 信 幸	6 3 番	高 下 二 郎
6 4 番	富 田 義 弘	6 5 番	吉 村 正 登
6 6 番	名 川 律 夫	6 7 番	宮 本 房 宏

68番	松浦利貞	69番	増田静樹
70番	中間末雄	71番	鳴石勸
72番	亀岡等	73番	崎岡典男

3. 欠席議員は次のとおりである。(5名)

10番	平川幸雄	29番	新山勝義
51番	佐々木博	44番	大前直行
56番	浮田洋吾		

4. 会議録署名議員

39番	浅枝俊通	40番	青原敏治
-----	------	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明員のため出席した者の職氏名(20名)

市長	児玉更太郎	助役	増元正信
収入役	藤川幸典	参事	小野豊
教育長	佐藤勝	教育次長	杉山俊之
総務部長	新川文雄	自治振興部長	田丸孝二
市民部長	廣政克行	福祉保健部長	福田美恵子
産業振興部長	清水盤	建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄
消防長	村上紘	八千代支所長	平下和夫
美土里支所長	立川堯彦	高宮支所長	猪掛智則

甲田支所長 武添吉丸 向原支所長 益田博志
総務課長 高杉和義 財政課長 垣野内 壮

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(6名)

事務局長 増本義宣 次長兼総務係長 光下正則
議事調査係長 児玉竹丸 書記 新谷洋子
書記 国岡浩祐 書記 倉田英治

~~~~~  
午前10時00分 開会

崎岡議長 皆さん、おはようございます。  
ただ今の出席議員は68名であります。  
定足数に達しておりますので、これより平成16年第4回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。

増本事務局長 直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告をいたします。

崎岡議長 議長。諸般の報告をいたします。  
第1点、市長並びに教育委員長より本臨時会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。

増本事務局長 第2点、市長より1千万円以上1億5千万円未満の工事請負契約締結についての報告がありました。  
第3点、監査委員より、平成16年8月分の例月出納検査結果の報告がありました。  
それぞれの写しをお手元に配布いたしておりますので、ご了承下さい。  
以上で諸般の報告を終わります。

崎岡議長 以上をもって諸般の報告を終わります。  
続いて、市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

児玉市長 議長。  
崎岡議長 市長、児玉更太郎君。  
児玉市長 おはようございます。行政報告を申し上げたいと思います。  
ご存知のように、去る23日土曜日の午後5時30分、新潟で起こりました中越地震の問題については、大変な被害が出ておるようでございます。我々としても同じ行政に関わる者として、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それから、去る10月20日に中国地方を横断しました台風23号により、被害を受けられました市民の皆さんに心からお見舞いを申し上げます。また、災害当日は消防団並びに関係各位皆様のご協力によりまして、道路の復旧等にご尽力を賜りまして、まことにありがとうございました。

今回の台風は、風雨による農業施設をはじめ、法面やため池の崩壊や浸水等の被害、集会所の屋根の一部破損等がありました。被害の主なものにつきましては、農業関係施設等でその被害額は現在調査中でございます。なお、詳細につきましてはお手元に資料をお配りしております。いずれにいたしましても度重なる台風の襲来により相次ぐ被害の発生に、早急に被害個所の修復を考えて参りたいと思います。復旧の経費につきましても、関係者と協議し、確定した段階でお願いをする所存でございます。

次に、公共工事の入札に関する談合情報について、報告をさせていただきます。

市が発注する工事の入札に関する談合情報があったことについては、新

聞報道もあり、議員の皆さんにもご心配をいただいておりますが、この件につきましては情報が寄せられました時点で、直ちに安芸高田市談合情報対応マニュアルに沿って、公正入札調査委員会を開催いたしまして、14日に予定しておりました本件の入札を延期するとともに、談合の事実を確認するための調査の実施をいたしました。調査すべての指名業者から談合への関与について事情の聞き取りを行い、談合の有無を確認するとともに、各指名業者から談合に関与していないことの誓約書の提出を求めました。延期しておりました入札は、誓約書の提出を受けて19日に行っております。また、19日の入札では落札者の決定を保留して、入札時に提出された工事費の内訳書の内容を審査し、談合の有無について再確認を行いました。入札前の事情聴取並びに入札後の工事費内訳書の審査のいずれの調査におきましても、談合に関する事実は確認されませんでしたので、22日に改めて公正入札調査委員会を開催し、最低の価格で入札した業者を当該工事の落札者とすることを決定しております。

この度のような事態は、公共工事に対する市民の皆さんの信頼を損ねるものであり、本市といたしましても今後とも毅然とした態度で対応して参りたいと考えております。

続きましてもう1点は、廿日市市に在住の甲立土地改良区組合員今井隆司さんから寄せられた紛議事案の概要の件について、行政報告をさせていただきます。

本件につきましては、平成16年10月18日に市へ郵送されました。内容については平成10年度事業採択された県営農村活性化住環境整備事業の中で行うほ場整備と町道改良に関わるもので、これまで甲田町において平成11年度から関係機関と協議がされてきたようでございます。

今井氏からは今回のお知らせ文書の中で、これは議員さんへも行っておると思いますが、これまでの問題について本人サイドから多くの指摘はされておりますが、先ほど申し上げましたように、県営のほ場整備ということでございますので、現在県や甲立土地改良区などと連携し、内容並びに今後の対応等について協議を行っているところでございます。今後状況に応じ、議会へも報告をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。以上、3点につきまして行政報告をさせていただきました。

崎岡議長 以上をもって、行政報告を終わります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

崎岡議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において、39番浅枝俊通君及び40番青原敏治君を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

崎岡議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、ご協議いただいておりますので、その結果について議会運営副委員長住広章君の報告を求めます。

住広副委員長 報告をいたします。

平成16年第4回臨時会の運営につきまして、去る10月18日に議会運営委員会を開き、次のことが決定されたので報告いたします。

まず、本臨時会に付議されます案件は、議案3件であります。

会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日1日といたしました。以上、報告を終わります。

崎岡議長 お諮りします。

ただ今の副委員長の報告のとおり、会期は本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日と決しました。

~~~~~

日程第3 議案第69号 相互救済事業経営の委託について

崎岡議長 日程第3、議案第69号 相互救済事業経営の委託についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 本日、安芸高田市議会第4回臨時会を召集いたしましたところ、議員の皆さんには大変多忙の中、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本臨時会にご提案しております案件は、相互救済事業経営委託について、工事の請負契約について及び一般会計補正予算の議案3件でございます。なにとぞよろしくお願いをいたします。

それでは、最初の議案第69号、議案名が相互救済事業経営の委託についての概要説明を申し上げたいと思います。

本件は、本市が所有等いたしております建物等の財産に関し、地方自治法第263条の2、第1項の規定に基づき、火災その他の災害によります損害に対しての相互救済事業を財団法人全国自治協会へ委託しようとするものでございます。

以上、よろしく審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 それでは議案第69号、要点のご説明を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第263条の2、第1項の規定に基づきまして、本市に所有しております建物など市有の財産、またそうした共済事業にですね、加入するために委託をするものでございます。制度の内容といたしましては市町村が所有しております建物の災害共済事業、また市の所有しております自動車共済事業等でございます。

以上、よろしく申し上げます。

事業者等につきましては車両、また対物、対人等の補填をするものでございます。そういう状況の中で町村の所有しておりますものを相互救済事業経営に委託するというところでございます。

以上で要点のご説明を終わります。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田静樹君。

増田議員 69番。先ほど総務部長からのご説明によりまして、大要は理解はいたしますけれども、概ねの件数がね、何件。例えば自動車ともおっしゃいましたし、建物とおっしゃいましたし、概ねこの程度あるんだというようなご報告があつてしかるべきではないかと思うんですが。以上。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 はい。大変失礼をいたしました。新市に合併をさせていただき、旧町村よりですね、財産等につきましては引き継ぎを全施設、建物等につきましても引き継ぎをさせていただき、市としての加入を実施しておるわけでございます。公用車等につきましても現在ある程度の買い替え、また廃車等の関係、管財課の方で精査しておりますけれども、点数と台数につきましては、今、担当課長の方が課の方に行っておりますので、今しばらくお待ちいただきたいと思ひます。

崎岡議長 暫時休憩いたします。

~~~~~  
午前10時18分 休憩  
午前10時23分 再開  
~~~~~

崎岡議長 再開いたします。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 大変申し訳ございません。建物等につきましては、旧町村の台帳を先ほど説明いたしましたように引き受けをさせていただきとる関係でございます。その点につきましては旧町ごとの点数でですね、ご説明をさせていただきたいと思っております。

施設数で旧吉田町が63件でございます。続きまして、旧八千代町施設数49件、旧美土里町52件、旧高宮町61施設、旧甲田町99件、旧向原町69件。この件数は施設数を付随しております。内容的に保険にはですね、その施設の細かい付属施設、そういうものも含んどるんですが、一体的にはその施設全体の方に入っておりますので、先ほど言いました件数でございます。

それと自動車保険につきましては265台でございます。その内、消防署の関係、また消防団が積載車として確保しておりますのが、その内89台が消防関係でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

西山議員 議長。

崎岡議長 53番、西山登司教君。

西山議員 2点ほどお伺いいたします。車が265ですか、中にリース契約の車が何台かあると思うんですけども、これもこの範疇に入るわけですか。これが1点と、大体これで費用が全市としてどれくらいかかるのかをお答え願いたいと思います。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 自動車リースの関係につきましては、自賠責等につきましてはそのリース会社の方が補填をさせていただいておりますが、この任意共済につきましては市の方として軽自動車、今リース等もさせていただいておりますが、保険の方で該当させていただいております。こちらの方の町村物件の保険の方で該当させていただいております。

今の保険料につきましては全体的な総合的な取りまとめをですね、各部にわたりまして、全部その項目に掲げとの関係で、現在ちょっとその集計をさせていただいております。あと、議員さんの方に、お手元の方にですね、お知らせをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

鳴石議員 議長。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 大きいものは本庁の庁舎、各旧町の建物、現在の支所が入ると思うんですが、小さいものは車庫も入るのか。各地区にあります集会所等も入るのか、ここの点をお聞かせ願いたいと思います。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 この保険の加入の条件がございますし、先ほど要点の説明を申しましたように、行政のですね、財産として管理をしておるものについて、これの施設について管理をさせていただいております。以上でございます。

鳴石議員 議長。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 わからんから問いようんで、わからん者にはわかるように。管理をしとる財産というんじゃわからんわけですから、私は大きいものは本庁の庁舎か、旧町役場、現支所、集会所等も入るんかと言うんですから、建物は町の地域の集会所であっても財産として建設しておると思うんですよ。そういうものも入るとか入らんとか、答弁をするべきであると思うんです。いうように、わからん者にはわかるように説明をする責任があるんです。以上。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 はい。当然、行政が管理いたしておるりますのは設管条例というものも設置させていただいております。当然、先ほど旧町別にご説明させていただきましたように、各旧町におかれまして旧の町としてですね、建物を建てられたものについては新市として引き継ぎをさせていただいております。ですから、当然、旧町で管理をされておりました庁舎、また基幹の集会所等につきましてですね、行政が補助金をいただいて、行政が予算の中で建設したのものについては全部加入をさせていただきとるところでございます。だから、当然庁舎もですね、総括的には合併させていただいて一市の庁舎になるわけですが、現在そうした加入状況につきましては、旧町の建物を基本とさせていただいて、この建物災害、また自動車、そういう保険にですね、加入をさせていただこうということでございます。よろしくお願いたします。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 お諮りします。

これより議案第69号、相互救済事業経営の委託についての件を挙手により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第70号 工事請負契約の締結について

【向井原地区農業集落排水資源循環統合補助事業浄化センター建設工事】

崎岡議長 日程第4、議案第70号、工事請負契約の締結についての件を議題いたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第70号、議案名が工事請負契約の締結についてでございます。

向井原地区農業集落排水資源循環統合補助事業浄化センター建設工事、本案は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、向井原地区農業集落排水資源循環統合補助事業浄化センター建設工事を五洋建設株式会社中国支店と、工事請負契約を締結することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、よろしく審議の上、決定をいただきますようお願いをいたします。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 議案第70号、工事請負契約の締結について要点のご説明を申し上げます。

本案につきましては、国の農業集落排水資源循環統合補助事業によりまして、向井原地区の浄化センターの機能強化を目的に事業を実施するものでございます。

去る10月19日に、浄化センターの建設工事24社の指名競争入札によりまして、その結果請負金額、契約金額ですね、2億9千925万円で広島市中区八丁堀4の1五洋建設株式会社中国支店に落札いたしましたので、本契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。なお、この工事は、平成16年度と17年度の2カ年度の債務負担行為により工事となっております。工事に至ります内容経緯等につきましては、建設部長の方からご説明をいたします。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 失礼をいたします。それでは、この工事に至ります経緯並びに内容等について、建設部の方からご説明させていただきます。

お手元に資料を配付しておりますので、これと併せて見ていただければと思います。経緯でございますが、旧向原町の向井原地区における下水処理の取り組みにつきましては、昭和52年に農村基盤総合整備事業のモデル事業として採択を受け、昭和56年に農業集落排水施設の処理場として供用開始をしたものでございます。この施設は建設後既に23年を経過し、施設の老朽化によるコンクリートの劣化や計器の腐食が進み、適切な施設管理が厳しい状況にきております。また、下水管路につきましてもたるみや不明水の侵入がかなり見受けられていたことから、平成13年度から調査を始め、平成14年度には農林水産省の農業集落排水資源環境循環統合補助事業、いわゆる機能強化対策ということで採択を受け、管路と本施設の全面改修を行うこととさせていただいたものでございます。なお、管路

につきましても昨年度から整備に取りかかっているところでございます。

それでは、ご提案をさせていただいております処理施設の概要につきまして、ご説明させていただきます。

資料の方でございますが、表の方へ位置を書いておりますが、建設予定地は現在、向井原浄化センターがございます、安芸高田市向原町長田大字大迫31番地、これは既存の施設があるところでございますが、この施設の一部を利用し、既存の施設を稼働させながら新たな施設を整備するものでございます。

付近見取り図で、位置といたしましては向原高校下の県道の37号線沿いになります。隣接するのが特定環境保全公共下水道の中央浄化センターでございます。規模によりましては今回見直しがありまして、計画処理人口が当初より420名増加の1370人。2枚目にその状況概要を書いております。処理能力は日平均といたしまして、50立方メートル増加の370立方メートルでございます。工事の内容は水処理を行います処理水槽部分とその上屋部分でございます。処理の方式といたしましては、既存のものは土壌式長時間ばっ気方式というものを採用しておりましたが、今回は平成16年4月に瀬戸内海に係る排水基準の中で、チッ素、リン、特にリンの規制が重視されました関係で、その対応が可能な鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式という方式を採用させていただいております。また、この施設につきましては周辺環境や地域住民を配慮して、隣接する特定環境保全公共下水道の施設と同様に、一番最後に完成パースを付けておりますが、葎風のなめこ壁の建物とさせていただいております。また、その手前に敷地配置図を付けておりますが、これが既存の建物が主要地方道37号線に隣接した方に建っておりますが、その奥の三次処理槽として使っておりました施設に新たに施設建設をして、流入の切り替えをやって、既存のところについては舗装等行って管理用地とさせていただくものでございます。以上でございます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

宮本議員 議長。

崎岡議長 67番、宮本房宏君。

宮本議員 67番、宮本です。この五洋建設の受注について若干お尋ねをしてみたいと思います。実は、24社の指名という、指名業者が24社あるということですが、この内訳を教えてください。

それと、指名の基準というものがどうなっているのか。ここらあたりからまずお聞きしたいと思います。で、実際にこの五洋建設は、最近温水プールを施工いたしております。やはりこういう世知辛い状況の中で、業者がしのぎ合いをする中、同じ業者が間を置かずに当市で連続して受注するということが、果たしていいのか、悪いのか。ここらあたり、偶然ではありまじょうが、やはりそこに不自然さを感じないでもありません。と、申

しますのは、温水プールにおいてもおそらく「地元業者を」というふうなことが、旧吉田町でも要請をされていたと思います。しかし、現実にもみると地元業者の使用状況は非常に少なく、ほとんど市外の業者を使用しており、さらにその中には二次下請けまで含まれておるといような現状であります。こういう業者がさらに次を取った時に、やはり同じような状況で、実際地元の業者が仕事がないと言って喘いでいる中で、このことが良いのかどうか。取ってしまったら自分の勝手よというふうな態度にも見えますし、こういうことが果たしていいのか、悪いのか、そこら辺りをお尋ねしてみたいと思います。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 24社の指名ということでございます。この度、安芸高田市のスタートによりまして、3月1日に合併し、3月1日からですね、建設工事関係の入札執行、そういう関連する業者の選定要綱、いろんな業務に伴います要綱をですね、作成をさせていただいたところでございます。

旧町であればですね、こうした要綱等はなく、上層部であります県の組織等を参考にですね、入札を執行されておったんではなからうかと思っております。本、安芸高田市におきましても基本的に広島県で実施いたしておりますこの建設工事業者指名選定要綱をですね、基本に、安芸高田市もつくって要綱を定めたわけでございます。選定理由ないし、選定対象者ということでございますが、当然この選定要綱によりまして、この農業集落排水の浄化センターの建設につきましては、管工事という工事の種類に該当するのではなからうかと思っております。そういう状況の中で、指名の対象となる管工事の高田市に対してですね、指名願いを提出されておる業者の方から選定をするということでございます。当然、選定の資格を有するものとしましては、建設業法に基づきます営業所を広島県内に有するもの、また、管工事の年間の平均完成工事高、請負対象設計金額以上であることということでですね、やはり管工事の出来高が一番だろうと思っております。そういうことで、管工事にかかる特定の建設業の許可を有しているものと、また旧町、高田6町ですね、旧6町が発注いたしました同種工事の管工事の出来高、また指名実績を有するものという状況の中で、24社を選定したわけでございます。当然、数年前はですね、この旧町の中でもいろんな事業の中で実施された業者の方もおられましようが、今回、安芸高田市におきまして3月1日から指名願いの提出、その書類の審査の内容に基づきまして、この管工事高等のですね、実績等も見させていただいたところでございます。

24社のちょっと概要だけ出て、正式にはですね、会社名はまだあれですが、大成建設、前田建設、清水建設、鹿島建設、大林組、三井住友建設、熊谷組、クボタ中国支社、三菱レイヨン・エンジニアリング、扶桑建設、カナツ技研、荏原製作所、西松建設、住友重機械工業、アムズ広島支店、ダイキ広島支店、太陽東洋酵素中国支社、アタカ工業広島支店、日立プラ

ント建設、フジタ、五洋、共和化工、若築建設、福田組、以上の24社で  
ございます。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 失礼をいたします。ゼネコンが仕事を取ったということで、安芸高田市  
の方への影響はどうかというご質問だと思いましたが、これにつきましては  
ご指摘のように、市内業者につきまして地場産業の育成、あるいは振興と  
いう名目で、我々も担当部署といたしましてもそういう業者に対しまして  
は、それなりの指導等も行って参りたいというふうに思っております。た  
だ、具体的な手法ということは、これはあくまでも受注業者の方の考えが  
ございますので、その点につきましては、今申し上げましたように、十分  
我々の、今日こういったご意見をいただいたことを踏まえて、業者指導も  
させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

宮本議員 議長。

崎岡議長 67番、宮本房宏君。

宮本議員 今、部長が短こうに言われたように、やはりですね、地元業者、地元の  
いわば高田市の中にある零細業者を少しでも救済するということは、契約  
時には「なるほど、わかりました」と言いますが、やはり実際、今の温  
水プールを見る限り、そういう状態にはなっていないという現実があるじゃ  
ないですか。そういうことを考慮しながら次をやらんにやいけんに、や  
はり同じ業者がまた間を置かずね、こういうことを取るということ。指  
名を外せば入札は受けられんわけですから、そういう配慮もあってしかる  
べきであると思います。管工事の工事高というふうなことです。これは  
地元の手前というものは全然入っていないですね。そういうことはさておい  
て、今いうふうに、やはり高田市の零細企業を救済をするということが、  
やはり我々も一番望むことでありそのことによって、現在仕事が非常に少  
ないといっている業者たちの救済を、今少し真剣に考えるべきであると思  
います。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 失礼いたします。ただ今、ご意見をいただきましたことにつきましては、  
我々も真摯に受け止めて、そういうことについては今後十分、指名審査委  
員会等でも検討を重ねて参りたいというふうに思っております。

ちょうど立ち上がりでございまして、いろいろ旧町からの事業を引き継  
いでおりますので、なかなかそこらの調整も十分でないと思いますが、今  
申し上げましたように、関係部、あるいは市長も含めまして、その点につ  
きましてはいろいろ検討させていただきたいと思っております。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田静樹君。

増田議員 はい、69番。冒頭、市長の方から談合情報に関わることについての気  
遣いなり、配慮のご説明があったと思います。それはそれとして、我々と

してはやはり情報化社会でございますのでご報告いただいたことについては敬意を表したいと思っております。

先ほど両部長からの方からご説明がございましたけども、ちょっと私聞き落としとったんかなと思ったんですが、10月19日に入札したという説明であったと思うんです。これは仮契約をしておられるのか、おられないのか、それがまず1点目。

2点目。24社という社名をご報告になりましたが、おそらく私は建設業者に疎い方でございますが、日本を代表するゼネコンクラス、その純ゼネコン、そういう大手ですよ。管工事の累積工事云々というご説明がございましたが、広島県の中にはこれだけの業者がないのかということをご報告でございます。落札価格が2億9千900ということでございますが、入札というのはおそらく30分前にしきねを決められるのではなからうかと思えます。設定単価がございまして、そしてしきねを決めて、何%で落札したのか、そういったことをお尋ねすることに対しては答える必要はないとおっしゃるかもしれませんが、先ほど67番が申し上げましたように、県内業者でないと、しかも24社も3億前後の仕事に対してゼネコンさんを24社もお呼びしなくてはならない理由がね、ちょっと私腑に落ちないんですよ。せいぜい12、3社ならわかりますけども、24社と言いますと大変な数字です。しかも、ゼネコンばかり。県内の業者はおいでにならないということは、地場産業の育成に事欠いておると、私はそう思うんですよ。

それと、加えて先ほど建設部長がおっしゃいましたけども、一たん落札して契約したら「あなたまかせの年の暮れ」で本当に建設部の中に監視、監督する機能を有しておられるのか、おらないのか、その点についてお尋ねします。

一般的に申し上げましてね、議案として提案されるときには、仮契約を締結いたしましたとおっしゃるのが、私は筋だと思っております。その説明がなかったんだから、まだ契約してないんですよ。仮契約。ないんだったら提案なすること自体がね、私はおかしいと思っとるわけですよ。ですから、すべてね、診断し、ご説明していただかないとね、ちょっと私、提案の仕方に矛盾を感じとるんですよ。すべてについて。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 はい。大変、要点の説明の中でですね、いろいろとご説明をさせていただくべき問題であろうかと思っております。基本的に10月の19日に入札を執行させていただき、21日に仮契約をさせていただいたところでございます。そういう状況の中で、先ほどから予定価格等に入札率等ございますけども、基本的に新市になりまして全業務の発注につきましては、予定価格を事前公表させていただいております。そういう状況の中で、非常にスムーズな執行ができるのではなからうかなという思いもしております。当然、予定価格も公表し、19日に入札執行の中で入札率に対して、

基本的には率的には大体92.5%ぐらいの率ですね、入札の落札をみております。以上でございます。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 失礼いたします。工事に際しての監視体制、あるいはチェック体制ということのご質問でございますが、これは基本的に県の土地改良事業団体連合会の方へ、設計施工監理ということで委託をするようにしております。ただ、そういは言いましても市の職員、合併をいたしまして専門部署ということで現在動いておりますので、これの職員と施工監理をいたします土連の方で厳重なチェック体制を整えるようにしたいというふうに考えているところでございます。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田静樹君。

増田議員 設計が土連という説明を先ほど部長がなさいましたよね。土改連。その体質につきましては、私、十分存じております。体質でございますね。それで総務部長の方から92%の落札率ではなかったらどうかというような表現でございました。私はですね、厳しい世の中でございますので、しかもゼネコンさんがお取りになったらね、下請けがおって、孫がおって、ひ孫がおるといような状況の中ですからね、いろいろ判断はいたしますけれども、今後の課題として私は90%を切られてもね、設計、しきねを切られても、まだまだ十分業者には余裕があるということを付け加えさせていただきます。以上。

地元業者との関連性につきましてもね、もう少しね、根深い配慮のあるご説明をしていただければね。ということは一たんね、ゼネコンというのはね、ご承知のように落札請負契約をしましたらね、なかなか地元業者というのはね、使わないんですよ。よほどのコネとツテがない限りには。くどいようですが、24社の業者の中には広島県の業者は一人もいないんです。それは広島支店だったりするだけなんです。その点について、今後、今回はいた仕方ないとしても、これから様々な市として発注なさる場合についての格別の配慮ができるのか、できないのか、この点についてお尋ねします。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 今回の選定の基準と言いましょか、合併をし、スタートをですね、したわけでございます。いろいろ旧町でですね、いろんなかたちの中で取り組みをされて入札執行をされたと思っております。ただ、いろいろ我々関係課の中でですね、今日までこうした要綱を定めて、市になりましたんで、要綱を定めましたが、旧6町の中でも要綱を定めた町村もありますし、定めない町村、また県に準じたやり方、いろんな角度の中でですね、非常にバラつきのあったように見受けられます。そういう状況の中で今回こうした入札の要綱を定めさせていただき、いろんな角度の中でですね、情報

公開制度というものがありますんで、我々だけの試案的な考えというわけにはいきませんので、そういうものも踏まえたかたちの中で、今回も企業選定をさせていただいたところでございます。

まず、先ほども申させていただきますように、管工事というかたちの中の本市の方で定めておりますランク付のA、そういう先ほど来から県内大手ということもご指摘いただきますが、本市の指名という状況の中では、完成管工高がですね、この工事に満たないという状況もでございます。そういう状況の中で、今回のこうした入札に選定をするということが適応除外という状況になっております。

そういうことと、もう1点はやはり市が合併をし、スタートいたしまして旧6町それぞれの中で業者の方が入札に参加をされておられました。そういうことを基本にですね、今回の旧6町で今まで入札執行に指名に入られた業者の方、また本向原町で発注された同種の工事、そういうことでもですね、今回はいろんな角度の中で、考慮をさせていただいております。今後におきましては、ある程度公共工事等も落ち着いた時点ということになりませば、基本の新市としてのですね、ある程度の定め方もできるんではなからうかと思っております。多少のそうした今まで、各旧町で実施されておりました指名を、ある程度考慮させていただいて24社という業者を定め、この24社は前旧6町の指名の中にはですね、入られた実績があるわけでございます。それと同時に、管工事も実績があります。そういう状況の中で指名を選定をさせていただきました。以上でございます。

鳴石議員 議長。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 2人の議員から質問、答弁がありまして、言い尽くされたような感じもするわけですが、私はこの談合防止について、6月議会で新市発足に当たって入札にどのような対応をするのか、こういう質問をしましたところ、県からの派遣職員もおりますし、今後いろいろ検討して談合防止の努力をしていくという答弁があったと思うんであります。それで、今まであった入札のあり方と、新市になってこのように変わったんですよというところがあれば、説明をしていただきたい。

それと、さっき予定価格の何%だったんかということに対して、92%という答弁がありました。これはこのパーセントの数字からみますと談合の疑いが非常に濃いんではないか。先般、中国新聞にも出ておりましたように、新潟のある市では官庁の方が官制談合したということで大きに新聞報道もされておりました。全国至るところで談合というのはやられているわけですが、これをいかに談合をしないように、公正な入札に持っていくかということでは、各省庁、公共団体も努力をされていると思いますが、概してこの業者というのは政治に介入する体質を持っております。今日の中国新聞にも広島市が電子入札、設計も入札いうことを報道しておりますが、設計を入札にされたのか、どうなのか。随意契約だったのか。90%代というのは非常に談合が濃いと思うんです。非常に努力したところは7

0%代で、これも中国新聞に報道しておりましたが、あまりにも入札額が低いので、できるかどうかなのか精査をしたところ、これで完全な設計どおりの工事ができるという確認をして、やはり発注をしていると。この契約をしているということも新聞で報道しておりましたが、努力をされておったと思うんですが、やはりこれは非常に談合の可能性が強いと私は思います。このパーセントからみて。80%代にまで、70%代にまで言いませんが、80%代ならかなり努力の効果が出たのではないかなと思うんです。

それとこの設計金額はいくらになるのか。入札されたのか、随意的なのか。入札をされたとしたら、何%でいっとるのか。またこの設計会社等の指名を公表していただきたいと思います。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 新市になりまして、こうした公共工事の入札という状況でございます。議員さんご指摘いただきますように、当然、本市におきましても県の入札執行、公共工事のですね、建設工事に伴います指名業者の選定要綱等、あらゆる関係分野におきましては基本的に県に準じて要綱等を定めさせていただいてとるところでございます。本市になりまして、ある程度改革と言いましょうか、定めさせていただいたりするのは、まず予定価格の公表をさせていただいてとるところでございます。それと、各工事の内訳書の提出をですね、条件的にさせていただいております。それと、責任者、工事現場人等の定め方、またそういう適正に工事代理人もいないのに、工事をですね、請け負うと、そういうような状況等もございしますが、そういうものをある程度チェックできるようなかたちを取らせていただいております。いろいろ先進でございます福山市の例もございしますが、やはりいろんな角度で先ほど来から、鳴石議員さんのご指摘等もございしますが、やはり、談合という状況をできるだけ排除ということになろうかと思っております。今回の談合の情報等につきましても、談合マニュアルに基づきまして、今の吉田警察、また公取、そういう状況とも関連を取らせていただいております。ある程度県警の方とも連携を取らせていただいております。実施をさせていただいてとるところでございます。いろいろ入札制度におきましても、今後におきまして、電子入札という状況もございしますが、先日の県の方が電子入札の研修という状況の中には安芸高田市の業者の方も、電子入札の研修にですね、向かうようにということで、通知もさせていただいたところでございます。本市におきましては、まだその実施ということについてはしておりませんが、ある程度企業の皆さんの研修をですね、深めていただき、この入札の執行方法等についても十分、今後検討していくということも必要ではなからうかと思っております。基本的に談合という位置づけの問題でございまいしょうが、ただ入札率がどうか、こうかということだけの談合ということは一致しないのではなからうかと思っております。当然、その指名の中に入られました業者の方のですね、そうした行動、行為と思っておりますが、そういう状況の中でも暴力団等の介入問題、そういうところもござい

し、あらゆる角度からそういう判断というものは、当然、本市の中でも要綱を定めておりますので、その要綱の中に沿ってですね、ある程度整理していく必要があるかと思っております。以上でございます。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 失礼いたします。この工事にかかる設計についての質問がございましたので、この施設の設計につきましては、合併前の旧向原町で実施をされております。なお、それに基づきまして積算を行って、今回発注をさせていただいたもので、業者の方は土地改良事業団体連合会でございます。以上でございます。すいません。それから、業務監理に係ります金額につきましては、現在ここへ資料を持ってきておりませんので、後ほどまたお知らせをさせていただきたいと思っております。

鳴石議員 議長。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 設計は、ちょっと聞こえんようですから、もうちょっと音量を上げて下さい。設計は、随意にしたものか、随意契約か、入札かということをとるわけじゃないか。聞こえんですか。もうちょっと音量を上げて下さい。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 はい。大変失礼いたしました。設計業務につきましては、土地改良事業団体連合会と随意契約でございます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

亀岡議員 議長、72番。

崎岡議長 72番、亀岡等君。

亀岡議員 いろいろ前者の皆さんによって問題点が指摘をされておるわけございまして、ちょっとくどいようにはありますが、この際改めてこういった分野についてですね、見解を質しておきたいと思っております。

いろいろ機会あるごとに、この地場産業の育成にしましても、特に言葉で締めていきますと「人が輝く安芸高田市をつくるんだ」ということになりませんが、なっておりますがですね、なかなか今いろいろお話しがございましたように、どうしてもですね、大きいことは良いことだと、こういう方向にいきがちなんですね。とりわけ、これからの市の行政推進においては、そういうことでは本当の意味で人が輝く安芸高田市にはなりにくいということも、常に感じておるわけでありまして、この際ですね、今いろいろ答弁にもございましたが、本当にですね、この安芸高田の地域経済を市民のサイドからできるだけ豊かな方向にしていくということ、本当に検討されていく必要があるということ、大いに考えていただきたいと思うんですね。市内の業者が、仕事ができるだけ多く持てるということは、そこで働かれる市民の皆さんがですね、本当に生活をかけた切実な願いがあるわけございまして、そういうことをですね、これから大いに市の行政の上で考えていただきたいと。

まあ、分権の時代というようなことが盛んに言われておりますが、そういう中では本当によそに例がないかたちでもですね、先ほど来説明がありますように、この建設事業の指名要綱等もですね、この安芸高田市の地域経済が豊かになる、そのことを本当に考えたですね、市民の立場を本当に考えた要綱をつくっていくということが必要じゃないかと。地元重視でこれからどう道を開いていくんか。本当にそのことを真剣に考えていく気持ちで事に当たられるんかどうかということをごさね、その点を改めてお伺いしておきたいと思うわけでございます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 ただ今のご質問でございますが、当初から議論がございますように、本当に規則に則って、最近の入札、要するに透明性のある入札をやっているにゃあいけんという問題と、地場産業の育成という問題、いろいろこれは課題があるわけでございます。ご存知のように広島市等の電子入札をやったらほとんど地元の業者は太刀打ちできんようになると、こういう問題もあるわけで、さりとてやっぱり透明性のある入札をやらにゃあいけんという我々には課題もあるわけでございまして、先ほど来、地元の業者を育成せよという、これも大きな我々は責任であろうと思います。したがって、そういう点を噛み合わせながら、公正な、透明性のある入札をやりながら、しかも地元の業者を育成するという、そういうどっちかいうと二律背反の課題を抱えながら、やはり何としても地元の業者の育成というのは一番大きな課題であろうと思いますので、ただ今のご質問のとおり、今後とも公正な入札をやりながら、地元業者の育成も図っていきたくないと、このように考えておるわけでございます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

熊高議員 議長。

崎岡議長 37番、熊高昌三君。

熊高議員 先ほど建設部長の方から、工事の概要について説明があった中で、処理方式が鉄溶液注入方式だということで、これはリンの処理を特に目的としたものであるということで、私も初めてこういう処理方式というのは聞いたような気がするんですが、今年の夏も河川にアオコが発生したりとか、そういう状況の中で、やはりリンの影響が大きいということもいろいろあります。そういった中で、瀬戸内海の新しい処理基準というようなことでこういったものを採用したという説明があったと思いますが、市内いろんな処理場があると思いますが、これまでには他町の旧高宮は知っておりますが、他町の状況というのは私もわかりませんが、市内全域のこういった処理の方式、あるいは今後こういった処理の方式でやっていくという方針なのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 失礼いたします。ただ今、この方式についてのご質問でございますが、

実はこれまで、私を知っておる範囲ではリンを主としたということはあまり施設の中ではできていなかったのが実態だと思います。それで、特にこれは全市に関わるということではなしに、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の改正の中で、平成10年10月1日から設置されるものについて、これは一般の事業についてチッ素、リンの総量規制の基準が追加されたというのが大きな要因となっております。ただ、既存の事業につきましては本年4月1日から適用ということで、これが瀬戸内海に対する大きな規制が、特に太田川水系にはかかっておりますので、今後こちらの水系に係るものについては同様な考え方で施設整備を考える必要があるんじゃないかと。ただ、他の施設につきまして、すべて申しわけないんですが、処理方式を十分承知はしておりませんが、基本的にはBODあるいはCOD、トータルチッ素等についての規制がかかっております。一応基準を十分満たすものであるという中で施設でございますので、特にご質問がございました、このリン除去につきましては、瀬戸内海にかかる方が大きな基準になるというふうにご理解をいただきたいと思っております。

熊高議員 議長。

崎岡議長 37番、熊高昌三君。

熊高議員 瀬戸内海、三篠川、太田川の三篠川水系になるんですね、下流は。ということで瀬戸内海の規制に関係をしていくということですが、安芸高田市は太田川水系と、江の川水系、2つがちょうどあるわけですけども、瀬戸内海の方の汚染というのが厳しい中で、こういったものが出たんだと思うんですけども、江の川は日本海ですから日本海はそんなに汚れんからいいんだということでもないんだと思いますけども、環境が違うということで汚濁の状況というのは当然違ってくると思うんですけども、高宮あたりは江の川の中流域というかたちで、現在河川の浄化に対するいろんな取り組みをしておりますけども、まだまだ渇水期には汚染の状況が、アオコ等の発生も含めてですね、かなりひどいという状況もあるんで、瀬戸内海水系に限らず江の川水系も含めて、効果のあるそういった施設があるならば、今後もそういったものをしっかり活用していただくような方向で新市については取り組んでいただきたいというような要望をしておきます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 お諮りします。

これより議案第70号、工事請負契約の締結についての件を挙手により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

崎岡議長 この際、11時40分まで休憩をいたします。

~~~~~

午前11時24分 休憩

午前11時40分 再開

~~~~~

日程第5 議案第71号 平成16年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)

崎岡議長 再開いたします。

日程第5、議案第71号、平成16年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第71号、議案名が平成16年度安芸高田市一般会計補正予算第3号でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7千802万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ260億6千580万9千円とするものでございます。

歳入につきましては分担金及び負担金137万8千円。県の支出金が881万円、繰入金が5千140万円、諸収入923万3千円、市債が720万円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、議会費2千737万6千円、総務費1千484万1千円、民生費347万3千円、衛生費が52万2千円、農林水産業費が350万円、商工費42万円、土木費193万2千円、消防費が152万6千円、教育費が700万5千円、災害復旧費1千742万6千円をそれぞれ追加するものでござります。また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を72億9千650万円と定めるものでございます。

以上、よろしく審議をいただきたいと思っております。

崎岡議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 議案第71号、平成16年度安芸高田市一般会計補正予算第3号によります要点のご説明をいたします。

まず、7ページをお開き願いたいと思っております。歳入でございますが、12款の分担金及び負担金、1項の分担金137万8千円の増額は、この度の台風18号によります農作物用施設、また農地災害発生に伴います受益者分担金でございます。

15 款の県支出金、2 項、県補助金 881 万円の増額も同様に、農業用施設、農地災害発生に伴います災害復旧費県補助金の増額でございます。

18 款の繰入金、3 項の基金繰入金は、財政調整基金からの繰入金を 5 千 140 万円増額するものでございます。

8 ページをお願いいたします。20 款の諸収入、5 項の雑入は、台風 18 号によります公共施設災害の災害共済金 923 万 3 千円を計上するものでございます。

21 款の市債でございますが、720 万円の増額は農林災害の発生に伴います、農林災害債を追加するものでございます。

続きまして、歳出でございます。9 ページをお願いいたします。1 款の議会費 2 千 737 万 6 千円の増額は、議会議員報酬の改定に伴うものでございます。

以降の補正につきましては、台風 18 号によります災害復旧に伴うものでございます。

2 款の総務費、第 1 項総務管理費、5 目の財産管理費 640 万 3 千円の増額は、基幹集会所、元横田小学校等の 13 施設の屋根等の修繕解体改修費を計上するものでございます。7 目の企画費 21 万円の増額は、向原駅バス乗務員控室の被害修繕費でございます。12 目の自治振興費 822 万 8 千円の増額は、土師ダムサイクリングターミナル、神楽門前湯治村、道の駅北の関宿安芸高田、高宮湯の森、4 施設の屋根等の被害の修繕改修費でございます。

10 ページをお願いいたします。3 款の民生費、1 項の社会福祉費、8 目隣保館費 9 万 6 千円の増額は、甲田人権会館の屋根の修繕費でございます。10 目の社会福祉施設費 278 万 7 千円の増額は、美土里町の美土里荘、上郷荘、また高宮高齢者活用センター、吉田老人憩いの家、4 施設の修繕改修費でございます。2 項の児童福祉費、2 目の保育所費 59 万円の増額は、保育所 4 施設の屋根等の修繕費でございます。

11 ページをお願いします。4 款の衛生費、1 項の保健衛生費、8 目の診療所費 52 万 2 千円の増額は診療所等 4 施設の修繕費でございます。

6 款の農林水産業費、1 項の農業費、5 目の地域営農費 350 万円の増額は、ビニールハウス復旧にかかります補助金を計上するものでございます。

7 款の商工費、1 項の商工費、3 目の観光費 42 万円の増額は、八千代憩いの森キャンプ場の倒木処理費でございます。

12 ページをお願いします。8 款の土木費、5 項の住宅費、1 目の住宅管理費 193 万 2 千円の増額は、甲田花の木住宅復旧工事費でございます。

9 款の消防費、1 項の消防費、3 目の消防施設費 152 万 6 千円の増額は、消防団、消防格納庫等、また 10 ヲ所の修繕費及び吉田町山手の水防倉庫破損によりますプレハブ水防倉庫等の購入費でございます。

13 ページ、10 款の教育費、2 項の小学校費、1 目の学校管理費 120 万円の増額は、小学校 10 校の施設被害修繕費でございます。3 項の中

学校費、1目の学校管理費150万円の増額は、中学校5校の施設の被害修繕費でございます。5項の社会教育費、1目の社会教育総務費86万6千円の増額は、浅塚公民館、郷土館四季の里ギャラリー、小原中央集会所の屋根等の被災修繕費でございます。5目の文化財保護費100万円の増額は、文化財案内板等の被災改修費でございます。

14ページをお願いいたします。6項の保健体育費、3目の体育施設費243万9千円の増額は、体育施設7施設の被災修繕改修費でございます。

11款の災害復旧費、1項の農林水産業施設災害復旧費、1目の農地災害復旧費930万円の増額は、農地災害3件の復旧費でございます。2目の農業用施設災害復旧費812万6千円の増額は、水路1件の復旧費でございます。

4ページに戻っていただきまして、地方債補正でございますが、災害復旧債720万円を増額し、補正後の借入限度額を72億9千650万円とするものでございます。以上で、要点の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

崎岡議長 これをもって、要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田静樹君。

増田議員 先ほど総務部長の方から、粗々ご説明をいただきましたので、大要は飲み込んでおりますけれども、主要には災害復旧にかかる補正だなというように、私は思っております。一般的に申し上げまして、今回3号でございますけれども、おそらく12月にも定例会がございまして、その時にまた補正が出ると思うんですね。何が言いたいかと申し上げますと、緊急を要する課題であるからこの時期に台風の影響による復旧工事のために緊急を要する問題だと思っておりますけれども、私、ちょっと疑問に思います点は、この時期に基金を繰り出して補正を組まなくてはならない重要性です。ちょっと私まだよくわかりませんが、国の交付税の扱いは、現時点において那邊な状態にあるのか、かなり当初予算から基金は崩しておられるように、私はお見受けいたしております。それは財政運用で仕方ないと思っておりますけども、市債を借り入れ、起債ですね、そうしたときの現時点における安芸高田市の起債の制限比率は、どの推移を維持しておられるのか。その点についてお答えをいただきたいと思っております。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 この度の補正予算につきましては、確かにご指摘いただきますように時期的なこと等もあろうかと思っておりますが、基本的には台風の18号によります農業用施設、ビニールハウス等の被災者の方、そういう市民のためのそうした補正予算ということも1点あろうかと思っておりますし、それと同時に災害復旧費等の採択を受け、事業の着手ということについても補助金の内定

をいただき、査定を受けさせていただきとるわけでございます。そういう事業等につきましてはですね、できるだけ早く市民の皆さんに対してのですね、事業執行ということが基本であるのではなかろうかなと思っております。

それと、現時点の財源のあり方であろうかと思いますが、当然、財政調整基金も安芸高田市スタートさせていただきまして13億の基金の残高という状況で、各旧町の持ち込み基金になったろうかと思いますが、このことは当初予算の中でもある程度8億ぐらいは計上させていただき、5億等の残高をみさせていただいております。そういう状況の中で今回基金の方も取り崩しもさせていただいておりますが、現在の基金残高が約6億ぐらいの基金残高でございます。そういう状況の中で基金の取り崩しを収入の方で見させていただいておりますように、繰入金の方で5千140万ということで、大体基金残高、今5億5千万ぐらいの残高を見させていただいております。今後こうした新年度予算の編成、また主要事業の推進、そういう状況の中である程度前がですね、見えてきたんではなかろうかというように思っております。留保財源ということの中で、交付税、普通交付税の算定の額の確定もいただいております。12月に向けてですね、そうした主要プロジェクト事業の取り組み方、そういう状況を踏まえながらですね、交付税の余剰的な財源については事業の推進をできるようなですね、かたちの中で、ある程度財源の留保を現在させていただきとることでございます。もう16年度の後半からそうした事業着手ということでございますので、そういうものを有効的にですね、財源確保をさせていただき、できれば目的を持った基金等もですね、積み立てをさせていただくのがいいんではなかろうかなという思いも、現在させていただきとることでございます。

財調も非常にある程度少なくなっておる状況でございますが、平成16年度も12月の補正も本11月で締めをさせていただきたい。11月一杯をもって新年度の予算編成をとということも、今考えております。できるだけ16年度で予算計上させていただいておりますが、無駄な使用ということではなくしてですね、できるだけ財源を留保するような考え方の中でちょっと整理をさせていただきたいというように思っております。

17年度予算編成に向けてもですね、ある程度財源が必要になってきましようし、ある程度、公共事業につきましても計画性をもってしないと、裏財源をですね、付けていくことが難しい状況にもなるのではなかろうかなというような思いもしております。

それと、起債の制限比率等でございますが、確かに14年度の旧6町の決算を見ますと、11.2%等でございます。非常に高くなってきている状況でございますが、15年度の決算をみますと11.8ということで、ポイント的には0.6ポイント起債制限比率等も上がってきておるわけです。今後におきましては、どちらにしましてもこうした特例債事業等の事業も関わってきますんで、そういう公債費のどういうんですか、発行とい

うことにつきましては、有利な起債をですね、基本的には発行していかなくてはならないのではなかろうかなという思いもしております。基本の考え方につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田静樹君。

増田議員 先ほど総務部長の方からのご説明で大要はわかりますけれども、一般的に申し上げまして市民というのは合併したらよくなるであろうという安易感を持っておるわけでございます。私は旧6町の財政が苦しいから合併したんだから、良くはないという判断の下で要望なり、お尋ねをいたしますが、12月にも、おそらく3月にも16年度の補正はお組みになると思います。そうした時に、やはりこのように事あるごとに財調を崩すということにつきましては、これから安芸高田市の中の大きな事業の目的達成があるわけございまして、いつ、何が起こるかわからないという、例えば卑近な例を申し上げますが、学校が1つ火事になりましたら大変なことになってくるということなんでございます。というようなことで、基金が先ほど6億とおっしゃいました。6億と言いますとですね、平均して1億なんです。6町合併ですから。ということは、いかに貧弱な基金であるかということをお願い添えて、堅実な基金の運用と計画性を持っていただきたいことをお願いいたします。お答えいただければありがたいと思います。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 確かにご指摘いただきますように財政もですね、非常に良くないという状況にもあろうかと思っております。また、議員の皆さん、ご承知いただいておりますように、旧町ですね、財政状況を14年度から15年度見させていただきますように、非常に公共工事のどういうんですかね、基盤の整備、そういうものを非常にある程度整備されたような状況もあるのではなかろうかと思っております。

16年度におきましては、非常に合併の3月1日ということで、非常に旧町ですね、ものを引き取ったかたちの予算編成になっております。今回、17年度の予算編成におきましては、新たなどういうんですかね、予算編成の考え方も提示をさせていただいておりますけども、どうしても財源がもうない状況です。そういう状況の中で現在非常に一般財源という運用面の中でですね、財調の取り崩しということで、財源を生み出しておりますけども、当然、交付税等もできれば早くということもございましてけども、当然、先ほどから言っておりますような交付税もですね、ある程度大きな財源になりますんで、このことにつきましては計画性の中ですら、財調基金と今の主要事業目的基金等にできればですね、分けた運用ということも必要ではなかろうかと思っております。

それと、12月にも当然そうした財源が必要になってくると思いますが、12月につきましてはある程度今回の補正予算の中で整理をさせていただいておりますが、現在の中の予算の確保の中で、ある程度運用していた

だかないと財源というものは出てこないのではなからうかなと思っております。繰り越しすべき事業費等については、もう次年度に繰り越し。もう12月になりますので、公共工事でもありますね、繰り越しの手続き等もしていただき、ある程度また17年度へその財源を持っていくということもひとつの考え方ではなからうかと思っております。要はもう、限られた財源の中で予算編成もしていかなくてはならないという状況にございますので、今までやってたとおりをですね、やっていたんでは、財源を利用することはできないのではなからうかというように思っております。

非常に17年度の編成というのは厳しいことがあろうかと思いますが、関係部、調整の中でですね、ある程度厳しさの中で対応をしていく状況がないと予算編成はできないのではなからうかと思っております。以上でございます。よろしく願いいたします。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

今村議員 議長。

崎岡議長 49番、今村義照君。

今村議員 先の議案でですね、相互救済の事業について審議をいたしました。この一般補正の中でですね、災害復旧に伴うものが非常に多いわけです。いろいろ中身はあるんでございましょうが、普通災害によるですね、台風あるいは風雨による災害のものについては、建物なんかにつきましてはですね、救済の措置の物件になりうるものが多々あるのではなからうかというように思うわけです。そこら辺の対象物件がどのくらいあってですね、どのくらいの金額が想定されるのか、その中身についてお知らせを願いたいのと、仮に復旧に充てる費用がですね、救済措置で生じるとすれば、いつ頃にこの金額が整理をされるのか、お伺いをしたいと思います。

それと、諸収入の中で台風による救済収入がですね、923万3千円ほど上がってるわけですが、これらは何の物件で、何件くらいあったのか、詳細をお願いをしたいと思います。以上でございます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 先の相互保険の関連性とですね、今、ご指摘いただきます台風被害に伴いますものにつきましては、関連がございますのでですね、併せたかたちの中で全体的なかたちの中で整理をさせていただきたいと思っております。

財産管理費から各目は全部ございますけども、そういうことの項目を全部災害農地の災害復旧費まで併せますと5千64万5千円、この18号台風によります予算措置が必要になってきます。その中で923万3千円がこの保険対象になっておると。この施設はですね、76施設ございます。財産管理費の方で内訳をちょっとご説明させていただきますと、美土里町の議会棟の屋根が1件、また、美土里町の元北生児童館の解体工事が1件ですね。それと各学校関係、財産管理をしております基幹集会所の集会所等ですね、それが10件ほどございます。それと交通の向原駅のバス乗務

員の控室が1件、それと自治振興費でございますとサイクリングターミナルと神楽、そういう第3セクター等の実施しておる市の財産管理的な面が4件ございます。隣保館、甲田の人権会館の屋根等の改修費が1件。それと社会福祉施設では美土里荘、高宮の高齢者活動センター、吉田老人憩いの家等で4件でございます。保育所、市内の保育所の4件。診療所が4件。続きまして八千代憩いの森キャンプ場の倒木処理が、これが1件あります。これはすみません、共済金は出ておりません。甲田の花の木の住宅の屋根が被災の保険対象で1件でございます。消防施設費等の方で11件、格納庫等ございます。それと小学校関係が10校ですね。中学校が5校、社会教育施設の関係が4件。体育施設が7件。以上、災害復旧等については補助金がございますので4件ほどございますが、合計の76件がこの町村のですね、町村保険の加入しとる施設に対して補償保険金をいただいとるという状況でございます。以上でございます。それともう1点、この予算の時期的なことでございますが、本議決をいただきますと、早急にですね、改修等もかかりさせていただきたいと思っております。この保険の内容は、写真等を全部出していただいてですね、費用見積をさせていただいた中で、額の確定をさせていただいたとでございます。以上でございます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

岡田議員 議長、55番岡田です。

崎岡議長 55番、岡田正信君。

岡田議員 1点お伺いいたします。先ほど来年度の予算に対してはいろいろと苦慮するというお話がありましたように、財源が厳しいのはよく私も承知しておりますが、9月でも私言いましたように、地方交付税の確定が先ほど部長言われましたけど、もう既に来とると。当初予算から比べるとですね、普通交付税ですね、特定の分については、これはいろいろ事業に関係するでしょう、特別交付税は。普通交付税についてはですね、80億6千万円ぐらい確定しとると思いますが、それを補正に上げないのは、来年の事業の関係だというように私聞いたんですが、これを上げた場合にはですね、基金は取り崩さんでもできるわけですね。そこらをやられる、この補正で上げなかったのは、来年度の財源は例えば留保とかたちに言われましたけども、来年の事業に関わるからこのようなかたちで補正に上げなかった。こういうように私理解しておるんですが、それでよろしいかどうか。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 交付税につきましては額の確定をいただき、余剰財源として今3億5千万ばかり、今確定をいただいております。これは増額ということで、当然補正の財源ということにはなろうかと思っております。ただ、いろいろな交付税という、当然一般財源でございますので、旧6町の状況の中で、額が固まらない内と、また額が固まったら少しずつ補正財源に支出をされてですね、補正をし、その予算というものを立てられた町村もありましょうし、そうした額の確定をし、ある程度目的を持ったかたちのものでやられ

ていた町も、いろんなかたちのものですね、予算の財源の確保という状況にあったらと思うしております。当然、緊急性等を重んじた、また先ほど言いますように、合併し、新市の建設計画のひとつのある程度の事業着手ということも、今年度も見えておりますんで。できませば、そういう新市の建設計画に乗れる事業の財源留保にですね、この交付税措置というものも考えさせていただきたいと思ひますし、そうは言ひましてもそれを全部そうした主要事業に財源に留保ということもございませんで、基金と財政調整基金との調整をしながらですね、この財政運営というものをさせていただきたいという気持ちでございませんで。よろしくお願ひいたします。

崎岡議長 他に質疑はございませんでか。

鳴石議員 議長。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 小学校1年生のような質問をしますが、議会費の議員人件費2千737万6千円、これは条例改定によるということでありませんで、改定はどのようにしたからこうなったんだという説明をお願ひしたいと思ひます。単純計算をしますと、2千700万を73人で割りますと1人当たり37万5千円というようなかたちになりますか、そういう単純計算ではいけなにか。

それから私はこの条例改定に反対をいたしました。議員さんの中には「反対をした者は貰わにゃあええ」というような話があるということをお聞ひしておるわけですが、そういうことができるのか。できるならば鳴石にはやらないというふうにしてもらいたいし、それからいろんか条例改定、先もありませんで、新しい安芸高田市になったら良くなるんではないかと、こういう幻想を持った市民がたくさんおられます。そういうことから、負担はどんどん上がっていくと、サービスは下がるというのが現実の問題です。これ、合併して良くなったのは議員さんばかりじゃないかと、こういう市民感情が強くありますので、そこらの点をご説明願ひしたいと思ひます。だから、税条例の改正で引き上げになるという場合には、引き上げに反対をした者は従前どおりの旧条例の適用になるんだと、こういうことができれば、児玉市長さん非常に力持ちでありますから、そういうふうにしてもらいたいと思ひます。以上。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 この度の議員さんに伴います報酬の増額ということにございませんで。このことにつきましては在任特例期間満了後における期末手当の額等の支給に伴ひまして、こうした変更が生じてきたわけにございませんで。安芸高田市、根拠になる条件というのがあるかと思ひしております。合併期日が16年の3月1日、それと在任特例の満了日が11月30日ですね。それと議員さんは在任特例によりませんで在職する議員さんは73名で、在任特例終了後においては22名の議員さん。それと安芸高田市の議員一般選挙の期日につきましては16年の11月21日に行われませんで。それと11月30日ま

では旧の報酬を支給をさせていただく。12月1日からは新しい新議決を  
いただいております報酬を支給させていただくことになっておろうかと  
思っております。それで、その中で期末手当の算定期間ということがご  
ざいますが、6月2日から12月1日ということが算定期間になるわけ  
でございます。この支給内容によりましてはパターンが3つございませ  
ず、在任特例任期期限で11月30日付けでございますね、退職される議員さん  
につきましては6ヵ月未満で旧報酬の100分の80というものを支給  
するようになるわけでございます。それとパターン2でございますが、在  
任特例期間11月30日まで在籍、引き続き12月1日から新議員さん  
として在職される議員さんにつきましては、在職期間を6ヵ月間、新報酬の  
額によりまして100分の100支給をさせていただくようになります。  
パターン3ですが、12月1日から新議員さんとして在職する議員さん  
につきましては、12月1日の改正が基準日でございますので、1日の在職  
期間、新報酬額によりまして100分の30ほど率で計算をさせていただ  
く。その他、そのパターン1、2、3の役職加算別の加算割合というのが1  
00分の20でございます。根拠条文につきましては先ほど議員さん言われ  
ますように反対という状況では決してないと思います。安芸高田市の議会  
議員さんの報酬及び費用弁償等に関する条例に基づきまして、全議員さん  
支給されるものでございます。この支給の基本の考え方につきましては、  
安芸高田市職員の給与に関する条例に準ずるということになっておりま  
すので、先ほど言いましたパターン1、2、3をもとにですね、6月1日  
と12月1日の基準日をもとに、基準日前1ヵ月以内にということで対象  
になるということで、この度、当初のこの報酬等、また手当の額を先ほど  
説明させていただきましたとおりに置き換えさせていただきまして、今回  
補正をさせていただくものでございます。

全体的なですね、かたちのものがあって、決して合併でですね、議員さ  
んに伴います報酬額が絶対的に大きくなるというものではございません。  
他市の3万5千以上のまちのですね、市の報酬の一番どう言うんですかね、  
低く定められておる市の段階ということでもございます。現在の73名の  
議員さんがおられる必要経費については、年間でちょっと計算をさせてい  
ただいたわけですが、2億8千万ばかり必要になるのではなからうかと思  
っております。それが22名の議員さんになりますと、約1億4千万ぐら  
いの議員報酬ということで約、全体的な予算の割合から言いましても2分  
の1に相当する額になるのではなからうかと思っております。そういう状  
況の中で今のそれぞれ3つのパターンの算出に基づきまして、今回の資金  
の補正をさしていただいたわけでございます。よろしく願いいたします。

鳴石議員 議長。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 非常にわかりやすく説明をされたんでありますが、ちょっと聞かせても  
らいたいと思うんですが、条例改定のこの期末手当100分のなんぼ。私、  
改定資料を持っておりませんので、ここがこの補正の2千700万の増額

分になるんだという、期末手当の100分のなんぼという数字をここが当てはまるんだということ、もうちょっと説明お願いいたします。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 補正の内容の数字の根拠ということになるかと思いますが、議会の方を見ていただきますと、報酬の962万8千円を増額をさせていただいております。予算書の当初予算と対比してもらいますと分かるんですが、議員さんの報酬につきましては1億4千683万2千円、当初予算で計上させていただいております。必要に報酬の額の確定をさせていただきますと、その報酬額は1億5千646万円の報酬になってくるわけでございます。

それと、期末手当の額につきましては5千705万8千円が当初予算計上させていただいておりますが、今回の改正後におきましては7千397万5千円、補正額が1千691万7千円になろうかと思っております。

それと共済費につきましては当初予算が1千788万4千円計上させていただき、今回の改正後につきましては1千871万5千円必要でございますので、83万1千円の増額をさせていただいております。

それと、先ほどちょっと補足なんです、在職の期間の考え方でございますが、6ヵ月在職しておれば100分の100が出ます。それと5ヵ月以上6ヵ月未満は100分の80。3ヵ月以上、5ヵ月未満につきましては100分の60。3ヵ月未満については100分の30ということで、在職期間の割合ということで各議員さんの、73名の議員さんのそれぞれの計算をさせていただいたところでございます。以上でございます。

鳴石議員 議長。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 詳しく説明されたんですが、そういう何億の数字を聞きまして、すぐ頭に入らなかったので、旧条例の100分のなんぼをいくらにした。15を20にした、20を25にしたところだけ言うてもらやあええんです。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 鳴石議員さんのご指摘の関係につきましては、前議会の時にご説明をさせていただきました、議員報酬を定める時の額でございますので、今回につきましてはその額を支給する方法の率でございますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

長岡議員 議長、24番長岡。

崎岡議長 24番、長岡公次郎君。

長岡議員 時間もちょっとずれておりますが、1点だけ。助役さん、各常任委員会です、いろいろ審議の中で、滞納ということについて随分議論され、前回の水道会計等についてもですね、監査委員の皆さん、委員長等の意見も出ておりますが、ひとつそこらについてですね、平成16年度の中で助

役さんの本部長としての取り組み、今の現状、併せて今年度最新版ですね、どのようなかたちで進んでいかれるかということだけをお願いを聞いてみたいというように思います。

すみません。議案にないということでございますので、そこらについての答弁はいけないということになればよろしゅうございますが、予算の関係でちょっと言いましたんで、失礼いたします。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 お諮りします。

これより議案第71号、平成16年度安芸高田市一般会計補正予算第3号についての件を挙手により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

崎岡議長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

以上で、本臨時会を閉会いたします。

~~~~~

午後0時27分 閉会

上記会議次第は事務局職員の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成16年 月 日

安芸高田市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員